

平成21年 第14回
教育委員会臨時会会議録

平成21年11月24日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2292号

平成21年第14回臨時会

日 時 平成21年11月24日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	南 條 弘 至
	委 員	澤 孝一郎
	委 員	半 田 吉 恵
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長	伊藤 康博
	(庶務課長兼務)	
	学校施設計画担当課長	野澤 靖弘
	学務課長	新宮 弘章
	生涯学習推進課長	大竹 悦子
	図書・文化財課長	森 信二
	指導室長	加藤 敦彦

「書記」	庶務課庶務係長	岡田 圭子
	庶務課庶務係	常盤 茂

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第44号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 2 議案第45号 港区幼稚園教育職員の採用について(秘密会)

日程第2 教育長報告事項

- 1 港区幼稚園教職員の勤勉手当に関する規則等の一部改正について
- 2 安全・安心な学校づくり交付金に係る施設整備計画の事後評価結果報告について
- 3 平成21年度 学校給食費未納状況について
- 4 平成22年度4月新入学学校選択希望制集計結果について
- 5 港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント(高松地域)の実績について

6 港区立高輪図書館の分室について

「開 会」

○小島委員長 皆さん、おはようございます。

早速、平成21年第14回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

それでは、日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は南條委員にお願いいたします。

第1 審議事項

1 議案第44号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

○小島委員長 まず日程第1、審議事項。

まず初めに、平成21年第4回港区議会定例会提出予定案件。議案第44号、「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」。この議案に先立ち、10月27日に開催しました第11回教育委員会臨時会において、庶務課長から平成21年度特別区人事委員会勧告概要の報告を受けました。

概要は、公民格差の解消のため、給料表の引き下げ改定をすること。民間従業員へ支給された賞与の状況を勘案し、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を引き下げること。地域手当の支給割合の段階的引き上げに伴い、給料月額を同率程度引き下げることが主な内容になるかと思えます。また、勧告どおり実施することになると、所要の規定の整備が必要になります。まず、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正が必要となり、この条例が議会において議決されると、引き続き関連する規則の改正が必要となり、議案として教育委員会に諮るとの報告もありました。

本日は、この「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)」が第4回港区議会定例会に議案として提出予定となっており、教育委員会で議案として審議することになりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、庶務課長、内容の説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、ただいま議案となりました議案第44号、「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、ご説明をいたします。

青いスタンプの資料ナンバー1をご覧ください。

1ページ目でございます。「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についての条例(案)」でございますが、第1条といたしまして資料のとおりの改正を行います。

恐れ入りますが、資料の10ページをご覧ください。「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表」でございます。こちらでご説明をさせていただきます。

まず、第1条の冒頭の第27条の改正は、期末手当に関する改正でございます。新旧対照表の上段が改正案で、下段が現行でございますが、期末手当の3月に支給する月の割合、現行は「百分の

二十五」になっておりますのを「百分の十五」に変えるという内容でございます。

それから管理職員につきましては、現行「百分の二十五」となっておりますのを「百分の十」に改めるものでございます。

また、再任用職員につきましては、「百分の十五」、つまり一般職員に対して「百分の十五」という形に改めますが、それを「百分の五」に読みかえるというものでございます。

同じく「百分の十」、これは再任用の管理職員ですけれども、これも同じく「百分の五」に読みかえるという規定でございます。それがまず27条期末手当でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。今度は勤勉手当でございますけれども、現行の「百分の七十五を乗じて得た額の総額を超えてはならない」という規定を、上段「六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の七十を乗じて得た額の総額を超えてはならない」という形に改めるものでございます。

これは、既に6月分につきましては凍結という形で特例措置を設けてございます。これを正規の形で条例本文の中に組み込むという内容でございます。

同じく再任用職員については、「六月に支給する場合においては百分の七十、十二月に支給する場合において百分の七十」とあるのを、それぞれ「百分の三十七・五」に改めるということで、前段の6月、12月の支給割合の部分の改正をするものでございます。

12ページをご覧ください。11ページの最後から続きますが、地域手当の経過措置でございます。現行「百分の十六」の規定になっておりますが、「百分の十七」、17%にするという内容でございます。

それから別表第1というのは給料表でございますが、資料の2ページ以降に、これは改正後の給料表でございますが、こういう金額に改めるというものでございます。

これが改正条例の第1条でございます。

続きまして、資料の6ページをご覧ください。第2条でございます。港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するとしまして、27条と30条を変えてございますが、これにつきましても新旧対照表をご覧ください。

第2条の趣旨は、先ほど期末・勤勉手当のそれぞれの支給月、すなわち6月、12月、3月の支給率を第1条で定めましたが、それはあくまで平成21年度の措置でございまして、平成22年度以降については、第2条の規定に再度改めるというものでございます。

23ページをご覧ください。

同じく上段が改正案、下段が改正前でございます。改正後の第27条で、3月に支給する場合「百分の十五」とあったのを、平成22年度以降は「百分の二十五」にします。同じく6月「百分の百三十五」とあるのを「百分の百二十」、12月「百分の百四十」を「百分の百三十」という率に改めるというものでございます。

同様の趣旨で管理職員につきましても、3月の「百分の十」を「百分の二十五」、6月の「百分の百十五」を「百分の百」、12月の「百分の百二十」を「百分の百十」に改めるというものでござい

ます。

再任用に関する規定でございますけれども、同様の趣旨で再任用のそれぞれの率に改めるものでございます。

24ページをご覧ください。今度は勤勉手当でございますけれども、改正後です。第1条で改正をした率でございますけれども、6月に支給する場合においては「百分の七十五」及び12月に支給する場合「百分の七十」というのを上段のようにそれぞれ「百分の七十」に変えるというものでございます。

管理職員につきましては、「百分の九十五」であるものを「百分の九十」に変えるというものでございます。

再任用職員については、資料のとおり「百分の三十七・五」及び「百分の五十」を上段「百分の三十五」及び「百分の四十五」にするというものでございます。

付則でございます。新旧対照表の25ページをご覧ください。

第1条の規定、これは期末・勤勉手当の支給割合を定めたものでございますけれども、これにつきましては公布の日を予定してございます。なお、公布の日は、現在のところ11月30日を予定してございます。

それから第1条の付則の第5条及び別表第1の改正規定並びに次項から付則第5項までの規定。これは給料表の改正、それから地域手当の改正、これらでございますが、これは平成22年1月1日、来年の1月1日が施行でございます。

第2条の規定は、これは平成22年度以降の期末・勤勉手当の支給割合の変更の部分でございます。これは平成22年4月1日、来年の4月1日の施行ということでございます。

あわせて、施行日前の異動者の号級の調整等の所要の改定を行います。

それから付則の3項でございますが、「平成二十二年三月に支給する期末手当に関する特例措置」でございます。これは先ほど給料表等が平成22年1月1日に改定するとご説明いたしました。基本的には給料等につきましては、不利益不遡及の原則というのがございまして、1月1日の改定が今年の4月にさかのぼるわけではございませんが、4月から12月までに支払われた給与及び期末・勤勉手当、これらはそのままですと民間給与との比較で、年間の合計額において公務員の方が多くもらう結果になるということで、その分を調整する。3月に支給される期末手当で調整するという規定でございます。4月から12月までに払われた総給与に対して、100分の0.38を乗じた金額を期末手当から差し引くという形になってございます。

あとはこれらの規定に関連いたしまして必要な規定を定めているものでございます。途中で異動等で、あるいは退職採用発令等で年度の途中で区の職員になった者に関するものであるとか、育児休業取得職員、これらに関して必要な規定を定めたものでございます。

以上が改正条例案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○小島委員長 ただいま庶務課長から特別区人事委員会勧告に基づく必要な変更ということで、港

区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正案が説明されましたが、何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 幼稚園の先生方、区の皆様は非常に頑張っている中、こうやって世の中の情勢で給料の減額ということで残念ではあるのですけれども、昨今の新聞などによると、デフレ不況ということで給料がなかなか上がらない。だから、購買力がなくて物が安くなる。今朝も大卒の初任給がほとんど頭打ちという話で、そうか、大卒の初任給などというのは、従来は徐々に徐々に上がってきたのですが。なかなか厳しい情勢なので、残念ながらやむを得ないと思うのですけれども。庶務課長の、給料に関する条例の一部改正についてということで、第1条、第2条とあります。これは改正をする項目を第1条とか第2条と、こう言っているわけですか。

○庶務課長 これは一部を改正する条例において、改正条例の第1条、第2条という規定の仕方でございます。

○澤委員 対象になるのは、給与に関する条例の第27条等なのですね。第27条の例えば期末手当というのは、第1条では当面今年度のことを言っている。第2条は、平成22年度以降のことで、第27条はこうなりますという、そういうようにとらえてよろしいのですか。

○庶務課長 おっしゃるとおりでございます。第1条で規定している部分は、これは先ほど施行日の関係でご説明させていただきましたが、こちらの方は今年の11月30日公布を予定しております。その日で適用される。ところが第2条の方は、施行日が、平成22年4月1日です。したがって、第1条の方は11月30日の公布以降、来年の3月31日までの規定だということでご理解いただければと思います。

○澤委員 第1条は期末手当に関して言えば既に凍結した分があるけれども、特別区人事委員会勧告に基づくと凍結よりももっと引かなければいけない。それを3月で調整させてもらいますと。

○庶務課長 そのとおりでございます。基本的に期末手当については、3月分で調整するというところでございます。

○澤委員 このような情勢が続けば平成22年度も同じ額なのだけれども、それは6月と12月で調整し、3月は従来どおりのパーセンテージでということですか。

○庶務課長 平成21年度の3月の期末手当の支給割合は、第1条にございますとおり、一般職員の場合ですけれども100分の25を100分の15、要するに0.1引き下げるという規定になってございますが、平成22年度においては、3月については従来どおり100分の25、要するに0.25に戻すと。それで、当然ながら0.1をどこかで差し引かなければいけませんので、6月及び12月に支給される期末手当で調整をして、トータルとしては年間で4.15カ月になるような形で月数を調整するという内容です。

○澤委員 それも来年度の特別区人事委員会勧告でまた違う数字が出てくれば、当然またそこで変えるということになるわけですね。

○庶務課長 そのとおりでございます。

○小島委員長 ほかに何かご質問、ご意見等はございますか。

特別区人事委員会勧告の内容に合わせて改正するわけですが、給料が若干下がるのはいたし方ありませんが、澤委員おっしゃるように、余り下がるのは困る話です。

ほかに何かご質問なりご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第44号については原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第44号については原案どおり可決することと決定いたしました。

2 議案第45号 港区幼稚園教育職員の採用について(秘密会)

○小島委員長 続きまして、「港区幼稚園教育職員の採用について」。この議題は人事案件ですので、秘密会に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、これより秘密会に入りますので、傍聴の方はまことに恐縮ですが退席をお願いいたします。

第2 教育長報告事項

1 港区幼稚園教職員の勤勉手当に関する規則等の一部改正について

○小島委員長 続きまして、日程の第2に入ります。

報告事項。まず初めに「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則等の一部改正について」、庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、先ほど議案第44号、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正につきましてご審議の上、ご決定いただいたところでございます。この条例案が区議会の方に提案され議決されますと、関連する規則の改正が必要になりますので、あらかじめご説明を申し上げるものでございます。

資料をご覧ください。まず概要でございますけれども、先ほどご説明したとおり、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引き下げが行われます。年間を通してですけれども、現行4.50月から0.35月引き下げて4.15月に改めるというものでございます。この詳細につきましては、2枚目の資料をご覧ください。

まず、再任用職員以外の職員で一般職員と管理職員、それから再任用職員で一般職員と管理職員の4区分に分かれており、複雑になっておりますので、この表に整理をさせていただきました。

この表のうち、一番右の年間の欄をご覧ください。(1)はいわゆる常勤の一般職員でございます。現行期末手当が3.0カ月、勤勉手当が1.50カ月、合わせて4.50になっているものを、改正後は期末が年間を通して2.75月、勤勉手当は1.40月、合わせて4.15月。結果としまして、期末手当を年間で0.25引き下げ、勤勉手当を0.10引き下げ、トータルで0.35引き下げるというものでございます。

これが年間でございますが、6月、12月、3月の3回に分けて支給をされますので、それぞれの支給月における月割合、これを左側の表に整理をさせていただいております。同じく2枚目の管理職員についても同様でございます。それから再任用職員の一般職、管理職、同様でございますけれども、この表は平成21年度に適用される表でございます。

あわせて、この資料の裏面をご覧ください。こちらは平成22年度以降に適用される支給割合でございます。違いは主として3月に支給される割合——恐れ入りますが資料の表面をご覧ください。平成21年度につきましては、一般職の3月の支給割合は改正後のところで0.15でございます。管理職員については0.10で、それぞれ0.10及び0.15月引き下げが行われてございます。今度はまた裏面をご覧ください。これが平成22年度以降は一般職、管理職員とも0.25カ月、つまり現行に戻るということでございます。戻した分を6月と12月に振り振る形でそれぞれ6月、12月分の月数の減が行われてございます。いずれもトータルとしては0.35カ月の引き下げということで平成21年度と違いはないのですが、それぞれの支給月における割合を変更したものでございます。再任用職員についても同様の措置が行われてございます。こういう内容で年間月数4.15カ月に引き下げを行うということでございます。

それから冒頭の資料の1ページ目をご覧ください。概要の(2)でございますけれども、「期末手当及び勤勉手当の支給期間における在職期間算定方法の改定」ということで、従来は、支給期間の算定として出勤日数を基準にしてございましたが、わかりにくい、ちょっと複雑になっているという部分もございましたので、欠勤等の日数、これによって支給割合の変更をするという形に改めるというものでございます。よりわかりやすくするというものでございます。

具体的な事例を申し上げますと、例えば勤勉手当の6月及び3月の支給で申し上げますと、算定期間の間の欠勤等の日数が12日未満で、12日に満たない場合には支給は10割ということになります。欠勤等の日数が最大で52日以上ということになりますと、支給割合としては1割しか支給しないとといったような割合を定めてございますが、その算定根拠を欠勤日数に改めるというものでございます。

それから資料にお戻りいただきまして(3)番ですが、地域手当の支給割合の改定でございます。これは条例のときにご説明いたしましたが、現行経過措置として16%になっている地域手当を17%に改めるものでございます。

それから(4)番目は管理職手当の支給額の改定ということで、条例案が議決されますと本給の金額が下がります。そのことに伴いまして、現行管理職手当は本給の20%以下という規定がございまして、現行の管理職手当は改定後の給料表を基準といたしますと20%を超えることとなりますので、その分20%以内におさまるように管理職手当を引き下げざるを得ないということで、その措置を講じます。

これらの改正規定を整理する必要がございますけれども、関連する規則は2の方にございますけれども、四角囲みの中にあります。一つは「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」、2番目として同じく「港区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則」、同じく「港区幼稚園教育職員の地域

手当に関する規則」、同じく「港区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則」、この四つの規則の改正が必要になります。

説明は以上です。

○小島委員長 先ほど特別区人事委員会勧告に基づいて議案第44号が承認されたわけですが、それに伴ってさらに幼稚園教職員の勤勉手当に関する規則を改正する必要があります。この改正についての庶務課長のご説明に対して、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○澤委員 全く二次的なことなのですけれども、4番の管理職手当の支給額改定で、最高号給というのは一般の職員でいくらですか。

○庶務課長 議案の方の資料の5ページ以降をご覧ください。ここに幼稚園教育職員の給料表がございますが、これの4ページ目です。ちょっと見づらいのですが、一番右側が3級、つまり管理職員、園長等が適用される給料表になりますが、この3級の一番高い号級が45万5,900円となります。これの20%以内という規定がございまして、管理職手当は20%を超えることができませんので、この給料表に当てはめると現行の管理職手当9万2,800円はオーバーしているので、その分を引き下げざるを得ない。

○澤委員 100円引き下げということになるわけですね。

ちなみに、職務の級というのがあります。1級、2級、3級、これはどのように決まるのですか。試験を受けて合格するとか。

○庶務課長 幼稚園教育職員の給料表の2ページをご覧ください。職務の級と号級がございまして1級、2級、3級とございますが、1級は現在適用されている教員はございません。助教諭、補助教諭が適用されるものでございます。通常の教員は2級以上の給料表の適用を受けます。2級の給料表の適用を受けるのは、一般の教員及び教頭職で、3級が園長という形に区分されております。

○小島委員長 その場合、3級の方にとってみれば特別区人事委員会勧告によって減らされて、さらに最高額からまた削る。二重に減額されているわけです。金額は少ないけれども、お気の毒だなという気はしないでもないのですが、この最高号級の額の20%というのはどこで決まっているのですか。

○庶務課長 これは今回の改正に出てきませんが、条例で規定されてございます。20%を上限とするというのは、私ども事務職についても同じでございます。部長職であるものは25%、それぞれ役職に応じて上限の幅が決められてございます。

○小島委員長 この改正後に20%を超えてしまうという場合、逆に言えば超えてしまったのだから20%条項を23%、25%に変更するという考えはないのですか。

○庶務課長 かつて、管理職手当は割合でございました。20%、25%。それを3年ぐらい前に定額に改めました。定額に改める際に、最高号給の20%——課長級、園長は20%。これを上限として定めております。本給が下がりますと当然ながら金額が落ちますので、そこで引き下げとなります。逆に本給が上がると20%の幅が広がりますので、そのときに上乘せの改定をするかどうかという問題はございますが、基本的には従来の考え方でいくと、本給が上がれば管理職手当もそ

れに伴って若干の改正が行われるということになるかと思えます。

○小島委員長 なるほど。なぜこういう質問をしたかという、やはり学校の先生方の管理職も普通の先生より極めて時間的、体力的、特に精神的に大変な仕事をされていると思うのです。そんなことでよく耳にするのは、そういう部署への昇進試験を受ける方が少なくなってきたと。そういう話をよく聞くので、やはり管理職の人はそれなりの、一般の人よりもハードに働いている部分を評価してあげないと、それを目指す人がじり貧になってパーセンテージが上がらなくなってしまう。この間ある校長先生から聞いたのですが、副校長、校長先生の資格試験の倍率が受験する人が減少してきて、かなり下がってきているとのこと。特別区人事委員会勧告で減額になったうえ、先ほどの管理職の20%を超えました、はい、削りますというのでは、かわいそうだなという気がするのです。

○庶務課長 先ほど給料の率から定額に変えたというのは、今、委員長ご指摘のそこを考慮された上で、つまり若くして管理職になりますと、適用される給料表は低い金額にならざるを得ません。単純にその2割、20%という管理職手当も低い金額にとどまらざるを得ない。そういう同じ園長ながら、若いというだけで、本給はやむを得ないけれども、管理職手当の額までも低い金額に抑えられるのは問題であろうということで定額に変える。定額の金額にしたときに、最高号給の20%というのを基準にしておりますので、つまり、どの園長にあっても、従来の率でいきますとその金額を超えることはあり得ない。その最高額に設定してございますので、若い方から見ればある意味では励みになる、そういう仕組みに変えてございます。

○小島委員長 本俸の20%ではなくて、その等級の最高号級の20%以内。わかりました。ほかに。

○澤委員 仕組みだけなのですが、今言われた3級というのが園長級ということですね。私も細かなことはよく把握していないのですが、例えば園長先生とか校長先生の資格試験というのがあって、合格されても待っているという場合がありますよね。そういう場合の給料というのは、合格すれば3級になるのですか。それとも園長にならなければこれが適用されないのか、その辺はどうなのですか。

○庶務課長 現在は職と級の格付は厳格に設定がされておりますので、基本的には園長にならないと3級が適用されません。

○澤委員 簡単に言うという、要するに幼稚園の場合ですと2級というのが一般の先生方、園長になると給料もボンと上がるし、しかも管理職手当もつくということでボンボンと給料が上がるという、そういう仕組みになっているということですか。

○庶務課長 おっしゃるとおりでございます。昇格をした際に、給料表が一つ上の級に。

○澤委員 10万以上違いますね。

○庶務課長 ただ、直近上位ですので、今までもらっていた給料よりも一番近い金額で少し高い金額に移行します。ただし、それ以外に昇格のときには、いわゆる給料表の適用期間の短縮とかある程度の措置がございまして、それプラス管理職手当となり、給料がかなり上がることは間違いあ

りません。

○澤委員 それと号俸というのは、うちの大学の場合でしたら年がたつと大体一つずつふえていくのですけれども、この号級というのもそういうことなのですか。

○庶務課長 号級は非常に細かく分かれておりますけれども、通常の場合ですと1年間しっかり仕事をすれば、本来やらなければならない仕事をしっかりやったという評価になりますと、A、B、C、D、Eの5段階のうち、Bという評価を受け、翌年一度に四段階、4号級上がります。

○澤委員 Bという。

○庶務課長 真面目に仕事をしてBです。それよりも高い成果を上げた職員についてはAという評価になって、最高はSという評価になります。Sですと6号級上がります。Aですと5号級になります。逆に評価が低い、しっかり仕事をしなかった職員は、最大で2号しか上がらない仕組みになっております。

○澤委員 なかなか厳しくなっている。うちの大学の場合だったら教授などの号は勤続年数でした。

○小島委員長 自動的に上がる。年功序列も甚だしい(笑)。

先ほどの話ですと、教頭先生はこの2級なのですか。

○庶務課長 一般教諭と同じ級に位置づけられておりますので、ここが現在の幼稚園教育職員の給料表の課題になってございます。

○小島委員長 私は2級と3級の間の一つ等級を設けて、教頭先生でも独立園ではなくて併設園の場合、教頭先生が実質的に半園長というか、園長先生と似たような仕事をしているわけで、教頭先生は普通の教諭と同じというのは問題ではないかなという気がするのです。

○庶務課長 まだ結論は出ておりませんが、先ほど言いましたように課題となっております、検討はされてございます。

○小島委員長 ぜひご検討いただきたいと思います。

○半田委員 先ほども委員長がおっしゃられたように、こういう値下げの審議をするというのはすごく心苦しいというか、いたし方ないのですけれども、例えばこれが来年度以降、少し景気が横ばいもしくは上昇した場合、このように3月、6月、12月と見直しがあつて、その都度我々は少し上げようかとか、そういう希望的な話し合いをしたいと願っています。それは細かく世の中の景気の変動によって変えられていくのでしょうか。

○庶務課長 例年、特別区人事委員会が、特別区内のおおむね1,000社程度の民間企業に対して給料の実態調査をいたしまして、それとの比較において公務員の給与の水準が低い、高いということ判断をして勧告という形で提言いたします。したがって、民間の景気が動いて、民間の会社の従業員の方の給料が上がれば、通常の場合は私どもの給料も上がるという勧告が出るという形になります。

○小島委員長 それでは、この案件はこの程度でよろしいですか。

2 安全・安心な学校づくり交付金に係る施設整備計画の事後評価結果報告について

○小島委員長 続きまして、施設整備計画の事後評価について、学校施設計画担当課長、お願いいたします。

○学校施設計画担当課長 それでは、「安全・安心な学校づくり交付金に係る施設整備計画の事後評価結果報告について」、ご説明いたします。

お手元の資料のナンバー1をご覧ください。

まず説明に入る前に、義務教育施設というのはお金の組み立てが非常に複雑になっていますので、簡単に概略をご説明したいと思います。

小学校、中学校、幼稚園とあるのですが、これをつくる場合に、ざっくりですけれどもお金の出どころでおおむね三つの事業に分かれます。一つは国の義務教育の方ですが、国が負担する負担事業で、国の事業です。これが負担部分といわれていますが、それが中央と地方間で一つあるとしますと、その隣に今回ご報告します交付金といわれる事業がございます。全体の経費から事務的経費、負担金の部分と交付金を差し引いた部分、これを自治体の単独事業といいます。あわせて三つのお金の出どころによって幼稚園、小学校、中学校ができてくるということになります。ただし、幼稚園は義務教育ではございませんので、先ほどお話ししたうちの国から出てきます負担金、負担事業というのが適用されない。交付金事業と単独事業で成り立っている。年度を含みもあるのですが、建てかえをする場合のお金の色分け、事業分けとしては大きく3色で塗り分けられるということをもまず頭の中に入れていただければと思います。

今回は、そのうちの交付金と言われる部分、その平成18年度から平成20年度の3年間につきまして、どのような事業をやってどんな達成状況にあるのかというのを教育委員会にご報告して、それが了承されれば、お金の出どころであります文部科学大臣へ報告するという中身の報告でございます。

それでは、資料をご覧ください。1枚目が概要でございます、それをめくりますと事後評価報告書そのものが添付されております。

報告の流れについては、先ほどご説明いたしましたとおり平成18年度から平成20年度の3年間。なぜ18年度から始まっているかといいますと、もともと交付金の部分というのは、国の事業で補助事業と呼ばれておりました。これが平成16年の三位一体の改革によりまして、国の補助事業から、目的は限定しますが、出し方としてはお金は出すけれども余り口は出しませんよと。そういう色彩を持った交付金という制度に変わっております。そのために交付金に関するものは、それぞれ先ほど申し上げました単費の部分、単独事業でございますが、単独事業となる自治体が計画を立てて、それに基づいて文部科学省に交付金を申請する。しかしかの基準に見合った内容については交付金が出てくると。こういう形式をとっているために、計画を立ててご報告をするという仕組みになっております。

内容としましては、そういう意味では自治体の裁量権がかなり上がったようにも見えますが、実際は義務教育でございますので、義務的負担という性格がかなり強いというものでございます。実際、完全な交付金となれば、補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律というのがござい

まして、これに外れると返還命令、あるいは罰則というものが課されます。けれども、文科省の安全・安心な学校づくり交付金に係るこの交付金は、先ほど申し上げました適正化法の対象になっております。ですから、とある学校に補助金をもらって、それを幼稚園に使ってしまったとか図書館に使ってしまったということになると、幾ら実質があるとしてもお金を返すとか、適正な執行をしなかったために罰則が下されるとか、そういうことになります。同じ建物の中の事業間の流用とか、工期が後ろにいつってしまったので年度を繰り越しますといったことには弾力的になっておりますが、全く自由に使えるということではない。そういう意味では適正化法の対象であるということをお考えいただきながら報告書をお読みいただければと思います。

2枚目以降が報告書になっておりまして横刷りになっております。後ほどご説明いたしますが、最初は内表紙で、1枚目、2枚目、3枚目につきましては、事業の観点を取りまとめたものでございます。4枚目、5枚目は個別票になっておりまして、こちらに国の事業名、それから私どもの学校名が書いてございます。記載したものは全部で17事業ございます。後ろから2枚目、個別票の1枚目、下から2段目、芝浦小学校（I期）、不適格改築、「屋」と書いてありますが、これは屋内体育館のことです。この事業につきましては、交付金の基準を満たせなかったということで事業として不採択になってしましまして、17事業申請したのですが、16事業について交付金対象と認められたということでございます。

再び表紙に戻っていただけますでしょうか。達成状況の概略をご説明いたします。

文部科学省が定めておりますこの交付金はいくつかの事業がございますが、私どもで申請し採択された事業として二つございます。「○」で書いてあります一つ目が、「耐震性の確保を図る整備」。これは児童・生徒の安全確保のために、学校耐震化に係る交付申請を行い、施設整備計画のとおり工事を実施するものであります。

ご覧のように2種類ございまして、補強する工事、それから取り壊して改築をする工事と2種類ございまして、それぞれ耐震性の確保を図る整備という項目から交付金をちょうだいしております。

該当するものといたしまして、3年間では箕小学校の耐震補強、三光幼稚園の耐震補強、白金台幼稚園の改築、高陵中学校の改築、三田中学校の改築が該当しております。「(完了)」と書いてございますのは、この報告ではなくて、実態の工事としても完了したものにつきましては「(完了)」とこちらで注記しております。高陵中学校、三田中学校は、平成20年度末では完了しておりませんで、平成21年度中も工事を行っているというものでございます。

続きまして、2番目の「施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備」。これは教育環境の充実を図る整備として交付申請を行い、施設整備計画のとおり工事を実施したものでございます。具体的には給食室の工事と、屋内、屋外にかかわらず水泳プールの工事が本項目に該当いたします。先ほど申し上げましたように幼稚園は負担金がございますので、全て交付金の対象になります。芝浦幼稚園が新增築としてこちらに該当したということでございます。

一覧につきましては先ほどご説明したとおりでございますが、資料の2ページをご覧くださいませでしょうか、「施設整備計画 事後評価シート（総括票）」と書いてございます。

こちらには先ほどの耐震性の確保を図る整備の達成状況について記載してございます。

表の2段目、「耐震化率の目標に対する達成状況」でございますが、小学校で97.2%となっているのは、神応小学校が平成20年度末では残ってございました。夏に工事を行いましたので現在は達成しておりますが、平成20年度末についてはこういう数字です。

中学校につきましては、三田中学校と高陵中学校は平成20年度末でまだ竣工しておりませんでしたので、これが終われば100%ということになります。そのような内容のことを所見の欄に書いてございます。

次が、先ほどお話ししました給食室とプールについてでございますが、これはほぼ予定どおり実行できておまして、所見の欄は現在進行中の事業の内容について、どの程度まで進んでいるかということを書いてございます。

1枚めくっていただきますと今後の施設整備計画への反映について記載してございます。これは平成20年度で達成していない環境を次の年度でしますよと。それから、小中一貫校についても内容の記載を行っております。これは次のページで計画を提示していきますということを、こちらで記載している。

もう1枚めくりますと個票になりますが、それぞれの事業について進行状況を記載しております。もう一つだけ、個票の一番下、芝浦小学校、「単独校調理場」と書いてございますが、こちらの竣工年月日が平成21年8月20日となっております。それ以外のものは全部平成21年3月までに終わっております。こちらの芝浦小学校の調理室につきましては、その次のプールも幼稚園も同じでございますが、芝浦小学校の工事を発注したのが平成20年の第1定例会で承認を得てすぐ発注したという状況がありますので、出来高を7%で計上していたのですが、達成が難しいということで繰り越し手続をとっております。そのため、7%の達成する時期がおおむね8月前後ということで、この部分を翌年度に繰り越しを行って交付金をいただいた。そのために竣工が3月を越えて8月になっています。

本報告は、全ての事業が終わった後に事後評価を行って報告するという事になっておりますので、この芝浦小学校の事業完了をもちまして報告書を作成し、東京都を経て一度このような内容・様式だということを文科省に打診を行っております。これでよろしければ教育委員会の方へ報告をいたしまして、正式な手続が最終的に文部科学大臣に報告をして完了するという形になっております。

報告が10月というのは、そういった事情がございまして、総括票を送ったものを委員会へ出すというものでございます。

内容につきましては、以上でございます。

○小島委員長 神応小学校の耐震化工事とおっしゃいましたか。私の聞き違いですか。1ページ目に神応小学校と入っていないのですが。

○学校施設計画担当課長 神応小学校は、国の補助を得ずに区の単独事業で行っておりますので、交付金の報告書の中へは記載がされない。ただ、区の目標として100%に達していますので、進

捗率のところへは出てきています。

○小島委員長 わかりました。

それから不適合で1件不採択になったということですが、どうしてかどうかもう一度説明をお願いします。

○学校施設計画担当課長 これはもろもろの資格要件がございまして、面積の要件ですとか、そういったものがございまして、芝浦小学校は現在、申請時点で2クラス、全体で12クラスだったのです。これが申請時点では床面積の算定基準に合致していました。ところが私どもが自己推計をしております、5クラス想定でつくっている関係で面積の基準が2クラスでやるのか5クラスでやるのかで変わってきてしまう。実態としては50㎡ぐらいなのですけれども、もとの体育館プラスふえた部分を足して、その部分を不適合事業で補助対象になると申請したのですが、児童数がふえる想定での計算でしたけれども、もとの戻せということで補助面積が減ってしまいまして、それは国の交付金ではなく区の単独事業でやりなさいと。そういうことで交付金の採択からは漏れてしまった。

○小島委員長 実際問題として子どもたちがふえたからもっと大きな建物をつくらなければいけないとか、申請時とくらべ事情が変更したのだからといって出せないのですか。

○学校施設計画担当課長 そういう制度もございまして、例えば急激に団地がふえたとか、そういう実態戸数が上がっている場合は、前向き整備として現在の学校を建て増すと、そういう想定ができるのです。けれども、港区の場合、その想定をやって失敗しているところが結構ありまして、例えば麻布小学校も近くで再開発がありまして住宅戸数が物すごくふえたのですが、結果的には学級数がふえなかったというのがありまして、港区は前向き整備に関しては難しい地域となっております。

○小島委員長 わかりました。

ただいまの担当課長のご説明に対して、何かご質問、ご意見ございますか。

○澤委員 白金台幼稚園とか高陵中学校とか——白金台幼稚園は新しい園舎ができ上がってしまっています。高陵中学校、三田中学校は今つくっているし、港南小学校もつくっているわけですがけれども、これは新しい園舎なり校舎をつくるのにこういう交付金制度を活用してここに入れているということですか。

○学校施設計画担当課長 先ほどご説明しましたように、負担金の部分と交付金の部分と単費の部分とございまして、もし申請しなければ全部単費でつくるということに。

○澤委員 高陵中学校の場合は、例えば耐震性の確保というわけですがけれども、耐震工事をするわけではなくて改築するわけですね。だから、改築の中に交付金を利用しているということなのですか。

○学校施設計画担当課長 そうです。耐震性の確保には選択肢が二つありまして、一つは補強しなさいと。もう一つは、補強できない場合は壊して改築しなさいということですので、高陵中学校と三田中学校の方は壊して改築する。白金台幼稚園もそうですね。壊して改築すると。

- 澤委員 改築工事の資金の一つの出どころとして、この交付金を活用している。
- 学校施設計画担当課長 逆に芝浦小学校と港南小は補強してしまいましたので、こちらからお金が出ないということになります。
- 澤委員 既に旧校舎でやってしまっているから。
- 学校施設計画担当課長 やる前に選りなさいというのが国の制度の筋書きなのですが、我々としては経費的な問題よりも安全確保を重視しておりますので、改築前に補強を行いますと国の基準を超えてしてしまう。それをやると交付金を逆に取れなくなってしまう。
- 澤委員 そうすると、ここで出ている耐震性と施設の特性に配慮したという二つの大枠の中で箕小学校と三光幼稚園を除くと、全部新しい校舎、園舎のために使うと、そういうことなのですね。
- 小島委員長 その場合、高陵中学校と三田中学校で耐震工事の部分だけ交付金が出るのですか。それとも建てかえる新しい建物のある程度何%ぐらいが出るのですか。どちらですか。
- 学校施設計画担当課長 普通は補助率といっても該当するものをどんどん絞って行って、しかも機能するものだけに対して半分、2分の1。それが危険改築になると3分の2に倍率が上がります。
- 澤委員 けれども、どのくらい出してくれというのはどうなりますか。既存の建物を改修・補強するのだとしたら、見積とって幾らかかりますというのはわかるではないですか。改築してしまった場合には、それはどういう算定根拠？
- 学校施設計画担当課長 今申し上げましたように、これは危険改築ですと事業認定されれば、躯体だけとか、そういうことではなくて、全体の……。
- 澤委員 全体に対して国の交付金を受けられる。そういうことですか。
- 学校施設計画担当課長 部位ごとに、躯体はいいけれどもお化粧部分はだめですとかというわけではないです。ただし、採択基準も補助対象もかなり厳格に規定されておりまして、上乘せされた部分はほとんど認められない。
- 澤委員 そうすると港南小学校の場合には、単独校調理工事と学校水泳プール工事で環境をよくするという大義名分のもとに何十億円とすごくかかっていますね。何十億円とかかっている中のどの部分ですか。
- 学校施設計画担当課長 プールの水面積該当分だけ。
- 澤委員 そういうことなのですか。
- 学校施設計画担当課長 あとはいくつつくろうが学校の勝手ということになります。
- 教育長 この16事業の交付金のおおよその総額は幾らか示してもらえますか。
- 学校施設計画担当課長 これは単年度で請求していますので、三田中学校と高陵中学校は今年度分一番多いところを書いていないですけども、3年間がざっと3億3,500円、そのほかに負担金がございます。
- 小島委員長 全体から考えると余り大した金額ではないかなと。
- 学校施設計画担当課長 そうですね。収入としては。
- 教育長 担当課長のところで職員が一生懸命やって、これだけ国から持ってきたと。そういうこ

とで何億円という収入を得るということはなかなか大変なことで、こうやってしっかり出してもらったということだと思のです。ただ、先ほどもちょっと、これは担当課長に言う話ではないのですけれども、芝浦小学校と麻布小学校は全然環境が違って、芝浦小学校はみるみるマンションが建って当然ふえることが見込まれているし、しかもお値段から何からいつて子どもたちが通ってくるということは想定内で、しかも現状でもどんどんふえていっていますから、今は12学級ではなくて18学級相当の現状になっているということなので、なぜ国がそれを認めないのか非常に不思議だなと思います。それはどういうやりとりがあったのか、もうちょっとだけ示してもらえますか。

○**学校施設計画担当課長** 国が想定している制度というのは、例えば多摩ニュータウンですとか、大規模団地開発があって、そこに新設校を作ることを想定しています。例えば、八潮団地というようなケースです。そういうケースを想定していますので、既成市街地の中で人口がふえていくというのは制度として考えていないのです。予想もしなかったような開発が起こったという想定をされていますので、制度上難があるかと思います。

○**澤委員** だから、それはよく我々が話している港区は日本の中でも先進的なことが起こる。それを国がいわゆる既成の平均値的な基準で評価されてしまうと、どうしてという。

○**小島委員長** だから、国がそういう判断をするというのは時代おくれで、地元のニーズが直結するような形で変え始めなければいけないのしょうね。そうすると先ほど言った負担事業は何だと言ったけれども、全部金を自治体に渡して自治体で自由に使ってくださいと。

○**澤委員** あるいはもっと柔軟に考えてもらうということも大事なのだろうと思います。

○**小島委員長** 国が日本全国の、港区のここだけではなく、北海道から沖縄まで全部やっているわけでしょう。できるわけないと思う。

ほかに何かご質問ございますか。

この件はこの程度でよろしいですか。

3 平成21年度 学校給食費未納状況について

○**小島委員長** 続きまして、3番目、「平成21年度 学校給食費未納状況について」、学務課長、お願いいたします。

○**学務課長** 資料ナンバー2をご覧くださいと思います。

昨年度、平成20年度の学校給食費の未納状況の報告でございます。学校給食費は、私費会計で学校単位で会計をつくって行っております。その昨年度分の決算の数字となります。

表をご覧くださいと思います。1番の学校給食費総額のところですが、小学校が約3億3,300万円、中学校が約1億1,800万円、合計で約4億5,000万円が給食費の総額として額になります。そのうちの未納額ですけれども、すぐ下の欄になります。全体としまして、一番右のところ。74万2,741円が未納となっております、割合としましては0.2%となっております。

昨年度の19年度と比較しますと、資料ございませんけれども、昨年度は82万円程度でございましたので、微減ではありますけれども6年間は減少傾向が続いております。学校の方では一生懸命頑張って集めている状況といったところでございます。

2番、児童・生徒数の状況になっておりますけれども、これは3月1日現在の数字でございます。平成20年3月1日現在の児童・生徒数で、そのうちの未納の生徒数という形で計上しております。小・中合わせまして合計37人となっております、全小・中学生に占める割合としては0.5%の人数ということです。

3ですけれども、学校数でございます。小学校19校中、未納のあった学校が8校、中学校は10校中5校に未納があるということで、合計で13校が未納のある学校となります。学校数に占める割合としましては、44.8%という状況でございます。

簡単ですけれども、説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの学務課長の説明に対して、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

微減ということで若干減ってきているということですが、毎年、なかなか頭の痛い問題です。現在給食費は全部自動引き落としになっていないのですか。

○学務課長 自動引き落としでやっています。ただ、通帳にそれだけ引く額がないと引けない。

○小島委員長 いわゆる保護世帯、準保護世帯は給食費は区から出ているのですか。

○学務課長 区から出ております。

○小島委員長 その部分の未納はないわけですか。

○学務課長 それでございます。やはり通帳にその分を残していないと引けないということで、実際要保護の方、準要保護の方で未納の方もいらっしゃいます。

○小島委員長 毎回議論になるのですが、親の方に渡さないで直接学校にというのは、保護世帯の自立などの観点からやはり難しいのですか。

○学務課長 確かにケースワーカーの話としては、自立するからというのが常にあるのですけれども、やはり未納が続くということは、ほかの生徒さんがその部分を負担しなければいけないという形になっていきますので、それは何らかの対策は考えてみたいと思っております。

○小島委員長 非常に努力を積み重ねても、なおかつ要保護の方、準要保護の方というのがそういう状況だということになれば、ある程度一石を投じてケースワーカーの方たちともよく話して貸し出しの方向にってもらわないと困りますね。毎年この時期になるとこの問題で頭を悩ますのです。

○半田委員 平成20年度ということは、もう在籍なさっていないで既に卒業された方がいるということですね。ということは卒業証書をいただいて、いなくなってしまうわけですよね。卒業証書をお渡しするときに未納部分を払っていただくとか、何かアピールしていかないと、いなくなってしまうと回収できなくなってしまう。例えば、うちの場合も時々郵便局の引き落としなので郵便局に行かないので足りないときがあつて、先生からお手紙をいただいて、半田兄弟2人とも未納ですと書いていただいて、慌ててお支払いに行くのです。ですから1人の親が複数の子に払

っていないのか、それとも世帯がこれだけ数があるのか、それはいかがなのでしょう。

○学務課長 内訳は持っていないのですけれども、ほぼ世帯というよりも個人という話は聞いております。

○澤委員 今、委員長が言われた、保護を受けられている方でいろいろな事情で給食費を……。まさか、例えば小学校の場合ですと未納の方が26人ございますけれども、親の所得まではわかっていないでしょうから。例えば保護を受けられている方で払っていない方という数というのは。要するに26人とか、中学校だと11人の中の分析みたいなのは資料があるのですか。

○学務課長 口頭で申し上げますと、小・中合わせた数になりますが要保護が19です。それから準要保護……。失礼しました。要保護6です。準要保護が19。それから生活困窮、例えば年度途中で失業してしまったりとか、そういう形の方が2人。それから払う意思がなし……。主立ったところは大体このような。

○小島委員長 払う意思なしが何人ですか。

○学務課長 1人です。

○澤委員 委員長が言われているように、保護を受けられている方が払っていただけると一段と未納率は下がる。

○学務課長 その他も申し上げますか。そのほか、一部支払い実績があるということで、この方は生保だという方が4人。それから連絡がつかない方が2。その他が卒業とかで高校生に、こういった方が3人ということで、合計すると37人。

23区の動きも参考までに。やはりどこの区も同様の悩みを抱えておりまして、今年度、その辺の対策を考えようということで何区か集まりまして対策マニュアルみたいなものをつくっていったのですけれども、やはり訴訟を見据えた対策という形になっています。区によっては訴訟までということも考えている区もあるわけですけれども、最終的に港区はどこまでいくのかはちょっとお時間をいただきたいと思います。教育委員会が訴訟を起こすということは、先ほど申し上げましたように私費会計でやっていますので、それはできない。校長先生が訴訟を起こさなければいけないので、そうするといろいろな関係もあろうかと思っておりますので、ちょっと二の足を踏んでいるという状況です。

○南條委員 これはうわさ話ではないのですけれども、校長が未納者の分を立てかえたとかいうのがちらっと耳に入ったこともあるのですけれども、実際にそのようなことはあるのですか。

○学務課長 うわさでは聞いたことはあります。校長先生が払っておいて、それから徐々に説得をしてお支払いをいただくということもあるようです。

○南條委員 それは趣旨が変わってきてしまうので、その子のためにという善意なのでしょうけれども、それが果たしていいのかどうか難しいところです。

○学務課長 恐らく状況によると思うのですけれども、何カ月かたてば収入があるので、そのときになったら払ってくださいというケースもあるわけです。その中で払う意思なしとかという方には、そういうことはしないだろうと思います。

○南條委員 先生方にそういう負担をかけるのは忍びがたいです。

○澤委員 私費会計というのは、責任というのはどこになるのですか。教育委員会ではないわけですね。

○学務課長 給食を提供する義務は学校にあるので、それに対して保護者はお金を払う、そういうお互いの義務になります。

○澤委員 ルールというか、制度的には校長先生に責任があるわけでもないですね。

○教育長 それは校長に責任があります。給食の通帳の名義は校長の名義ですし、それは公印ではなくて私印でやります。ですから栄養士が支払ったり何だりするやりとりのチェックは最終的には校長がやるわけですから、最終的な決算の締め、これも校長の責任だろうと。ただ、給食制度ということになると、これは教育委員会、公がつくった制度の中で給食調理員さんとか、栄養士さんとか、そういった機械の給食室の設置とか、そういったものは教育委員会、行政の方がやる。ただ、その中で私費会計としての給食のやりとりは学校が責任を持ってやる。こういう役割分担の中でこの制度は……。

○澤委員 そういう仕組み上、制度としては校長先生に責任があるとはいっても、校長先生が回収に一生懸命というのはよくない。さっきの高い役職手当を出しているのに、そういうつまらないというところとちょっと語弊がありますけれども。そういうのをサポートするような例えばP連とか。要するに一学校で起こっていることではあっても、港区全体としてそういう回収或いは未納者を減らすような、そういうサポート体制みたいのが必要ですね。P連さんとか——余りP連さんが入ってしまうと、個々の親の顔が見えてきて難しい。

○教育長 したがって、先ほど学務課長が申したとおり、23区学務課長会でいろいろな検討をした。その中でマニュアル的なものをつくった。それについては、学校の方が訴訟を起こす、そういうような役割にもなっているの、二の足を踏んでいるところもあります。しかし、これはあくまでも学校に責任を丸投げしているということではなくて、学校と教育委員会で知恵を絞りながら協力をしながら、この制度の維持を図っていくと、こういうことなのだと思うのです。せっかくなつくマニュアルですから、それをさらに進化させながら、どうやったらいいかということを検討していくことが必要で、未納があってはいけない。払う意思がないなどというのはとんでもない話で、こういう人は許しておけないと私などは思います。払いたくても払えないという人と……。払う意思がないなどというのはとんでもない話。子どもに食べさせない。「うちの子は食べさせませんから、出さないでください」と言わなければいけない。それとは話は違うので、しっかりとした今後も対策を考えていかなければいけない。

○小島委員長 今、学校の法律相談で3～4校に1人の弁護士がつくという体制に入っております。この担当弁護士に給食費未納の件も相談できるような仕組みにしてもらえれば役に立つと思います。校長先生がこのような問題にいろいろ悩み時間をとられたのでは困るので、学務課長から校長先生に、学校の法律相談の弁護士さんにも相談してみたいかというアドバイスをしてくれれば、私の方からも港法曹に連絡しますので。そんな方法はどうか。幸い港区の場合は

そういう制度をつくっておりますので。

○学務課長 ありがとうございます。ぜひ、そのようにさせていただきたいと思います。やはり学校によっては未納者ゼロという学校も中にはありますので、どういう取り組みをしているのかとか、そういった情報提供も教育委員会としてやっていければと思います。

○小島委員長 それでは、この件はこの程度とさせていただきます。

4 平成22年度4月新入学学校選択希望制集計結果について

○小島委員長 続きまして「平成22年4月新入学学校選択希望制集計結果について」、学務課長、お願いいたします。

○学務課長 資料ナンバー3をご覧くださいと思います。

「学校選択希望制集計表」でございます。11月9日に締め切っておりますので、11月9日現在の数字でございます。

表の見方でございますけれども、まず一番上の御成門小学校を例にとりますと、御成門小学校に通学区域内からの入学予定者数という欄がございます。これが57名。それから通学区域外から御成門小学校を学校選択した方が10名いらっしゃるということで、合計67名が今のところの入学予定者数となっております。

受け入れ上限数でございます。これは学校の施設規模に応じて何学級までクラス編成できるかということで決まってくるでございます。御成門小学校は、2学級ですので70、受け入れ上現数70でございます。

小学校で抽せんを行う学校は5校です。芝小学校、赤羽小学校、高輪台小学校、白金小学校、本村小学校でございます。

また、通学区域外からの希望者数について、兄弟優先枠というのが表の中ごろにございますけれども、この人数は優先になりますので、この人数を抜いた形での抽せんという形になります。

次に中学校でございます。中学校につきましては、兄弟優先枠はございませんので、学区外からの希望者で希望者数が多いところについては抽せんを行いたいと思っております。三田中学校と高松中学校が抽せんとなっております。また、中学校につきましては、私立中学の受験が大体2月ごろ実施されますので、その前後でかなりの人数が抜けてくる。こういった部分を加味した上で抽せん校の決定を行います。

説明は以上でございます。

○小島委員長 学校選択の集計表ですが、毎年出していただくときに、各学校の通学区域内の児童数、この数字も何らかの形で出して知らせていただけるといろいろ判断ができるので。そうしていただくと議論が深まるのではないかとお願いしたいと思います。

○学務課長 その辺の情報はお伝えしてございます。各学校と、それから支所と学務課にも張ってあるのですけれども、内容がわかるように。

○小島委員長 我々教育委員にも各学校の学齢の児童数を教えていただければ。澤委員、いつも口

頭で言ってもらったりとかしていました。

○澤委員 そうですね。あるいは、この後の方の資料で、11月ではなくて後の資料でもありましたよね。

そうすると学区域の対象学齢児童数の何名が地元の学校に来ているかというのが。

○小島委員長 では、後にそういうこともあるということで。

○南條委員 高陵中学校が受け入れ上限数が100なのですが、a・bが198というのが計で出ていますよね。抽せんは入っていませんけれども、これは私学に行くという想定でなのですか。

○学務課長 抽せん校を決めるのは、内部でかなり議論しながら決めていくことなのですが、例えば中学校であれば、指定の区立中学校に行く進学率をエリアごとに出しておまして、過去3年間で基本になりますけれども、高陵中学校の地域は区立学校への進学率は低いところです。そういったことも加味して、恐らくこれで大丈夫であろうという判断をしております。

○澤委員 高陵中学校は、去年は抽せんだったのでね。

○学務課長 昨年度は、高陵中学校は2学級なので、受け入れ上限数70ということでやっています。今年度新築しまして3学級、その辺が影響しています。

○澤委員 大ざっぱに言うと半分ぐらいになってしまうのですね。要するに私学へ半分ぐらい行っているから、今、計と出している人数の半分ぐらいがうちの中学に来てくれる。あとは学務課長が言っているように地域によって違う。高陵中学校も198ですけども、それが半分になってくれれば100の中にはおさまる。

これはやはり当然予想していたとおりですけども、昨年と比べると芝浦小学校と港南がすごい勢いでふえていますね。

○小島委員長 赤坂小学校は進学率の関係で大丈夫そうなのですか。受け入れ上限が70で。小学校でも結構ほかに流れるということですか。

○学務課長 赤坂ですと、大体区内の区立学校の進学率を大まかに言いますと7割程度で計算しておりますので、赤坂小学校も大丈夫です。

○教育長 前年との比較などをしたときに、小学校ですと子どもたちの数が200人以上ふえているのです。学年200人以上。中学校だと50人ぐらいです。この人数というのは、今の推計からいくと年々ふえていく、特に小学校が年々ふえていくという傾向にあります。そういう意味から言うと、今後抽せん校がふえたりとか、あるいは抽せんはできません、学区域の子どもたちだけでいっぱいですので選択校から外しますというような場合も想定をされるところです。学区内にいるお子さん方は、これは入れなければなりませんので選択する余地はない。こういう本当に動きがある現状だということが、この表を見ただけでもわかります。

○小島委員長 芝浦小学校と港南小学校はそういう感じですよ。

今、東町小学校が一番少ないですか。

○澤委員 神応小学校が17名ですね。

○小島委員長 東町小学校の小規模化に対し何らかの対応、教育委員会としても東町小学校につい

てはこういう考えを持っているのだというのを打ち出さないといけない時期に来ているのではないかと思います。

私と澤委員が飯倉小の経験をしているのですが、保護者の方から「いつごろからどんな対策を教育委員会はとってくれたのか、文書なり何なりの資料で示してもらいたい」という強い意見がでていました。

○澤委員 確かに委員長が言われていることは大事ですね。

○小島委員長 もちろん統廃合のことを言っているのではないです。そうではないのですが、やはりきちんと示さないで。

○澤委員 微妙な問題なのですけれども、昨年度も23人おられたわけです。だけれども、現在1年生は7名。小学校で既に希望者はそれだけいてという話になると、今回9名ですから、問題なのは欠学年。そういう話になると事態は深刻。だから、そういう視点で見ても、委員長が言われたように9というのはかなり難しい数字かと思えます。……などは、要するに3学年が欠学年でどうしようもないと、地元自身もそういう認識で統廃合という方向にいきましたけれども。

○小島委員長 私として統廃合という気持ちは全然ないですが。

○澤委員 将来的なことを……。

○小島委員長 「教育委員会は何していたの」というのは当然言われると思うのです。何か教育委員会としては、こういう考えを持ってこういうことをやっていたというのが客観的な資料として残るようにしておかないといけないと思うのです。そういう意味でどうなのだろう。東町小学校——そういう表立ったものではなくても、何かプロジェクト的にそろそろしなくてはいけないのではないかなという気がする。

○教育長 この数字は、確かに本当にどちらかという残念な数字だなという感じはいたします。したがって、こういうことを受けて、今、委員長がおっしゃられたように、教育委員会、事務局も含めて現場の校長たちといろいろ相談しながら、いろいろな対策をとっていく必要があるとは思いますが。また、PTAの関係者としてもどうして盛り上げていくか。非常に教育内容もしっかりしておりますし、あそこの情緒障害学級はとてもいい指導をしておりますし、今年は外壁もきれいになりましたし、そういう意味で教育委員会もいろいろな意味で施設設備のてこ入れも含めていろいろやっているわけですけれども、なかなかそれがご理解いただけないというか、そういった部分もありますので、さらにいろいろ検討していかなければならないと思っています。

○澤委員 さっき委員長が言った東町小学校の場合、来年度4月の学区域の対象児童数というのは何名なのですか、学区域の中で。

○学務課長 東町小学校は36名です。

○澤委員 神応小学校は何名ですか。

○学務課長 神応小学校は33名でございます。

○澤委員 そんなに多くはないですね。

○小島委員長 そのような課題はあるので、今後、事務局でお考えいただければと思います。その

ような要望をしておきまして、この件はこの程度とします。

○澤委員 港陽中学校はそれなりの数が出てきて。学務課長、港陽中学校の1年生というのは、今年スタートしたとき10名ぐらいではなかったですか。

○学務課長 今年は少なくても16名。

○澤委員 スタート時16名もおりましたか。では、順調にまた回復してきているのですね。

○学務課長 そのように考えたいと思います。

○澤委員 わかりました。済みません。

○小島委員長 それでは、この件はこの程度として。

5 港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（高松地域）の実績について

○小島委員長 次に「港区総合型地域スポーツ・文化クラブ体験イベント（高松地域）の実績について」、生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 港区教育委員会では、多種目・多世代・多様な技術や技能に合わせてスポーツを楽しむことができる。また、クラブ会員一人一人がスポーツの受け手となると同時に、つくり手となる新しい形態のスポーツクラブ総合型地域スポーツ・文化クラブの設立を支援しております。平成19年11月に六本木で一つ目ができましたけれども、その後、各地域でイベントを開催いたしまして、地域で周知するための活動を行っています。今回、高松地域で実施をいたしまして、特に高松の青少年対策地区委員会の防災活動の炊き出し訓練が当日行われまして、それとタイアップをしたイベントを実施しましたので、報告をさせていただきます。

平成21年11月7日（土曜日）実施をさせていただきます。

実施種目は計9種目で、参加人数252名でございます。昨年、高松でも同じように単独のイベントを実施しましたが、そのときの参加人数159名、2回目が91名ということで、やはり地域の方々のご理解を得る地域のイベントとタイアップをすることで参加人数が大きく増加したと考えております。

報告は以上です。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

六本木でスポーカル六本木が立ち上がっているわけですが、高松地区でもそのように立ち上がりそうなのですか、それともまだ準備段階ですか。

○生涯学習推進課長 今のところ、具体的に自分のところでやりたいということで手を挙げていただいている地区はまだございません。種をまいているところですけども、昨年度は高松地域で2回、それから赤坂で1回、それから三田で1回という形で行っております。今年度は、この後に三田地域と青山地域で1回ずつ実施をしようということで計画しております。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

6 港区立高輪図書館の分室について

○小島委員長 それでは、続きまして「港区立高輪図書館の分室について」、図書・文化財課長、お願いします。

○図書・文化財課長 それでは、資料ナンバー5についてご説明を申し上げます。

現在仮称ですが、「高輪子ども中高生プラザ」というものを高輪コミュニティプラザ、高輪支所の上の部分の上階のところのレベルですけれども、隣の用地に建設の計画がございます。その中の3階部分に子ども、中高生を対象といたしました図書館サービスの提供と学習支援機能を整備したいと考え、高輪図書館の分室として設置するということが決まりましたのでご報告をいたします。

分室の床面積は約830㎡でございます。

裏面に高輪子ども中高生プラザの3階部分の平面図を記載しております。まだ具体的にどこの部分でどういうサービスを展開するかというところまでは決まっておきませんので今回何も書いてございませんけれども、表面ですがサービス内容といたしまして、当然ですけれども図書の閲覧コーナーと、あと一般の図書館では設けてございませんグループ学習コーナーというものを設けて学生の方、中学生、高校生が資料を使って学習できるような、そういうこともサービスとして検討したいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの図書・文化財課長の説明に対して、何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 なかなか意欲的な機能を持たせるということですね。今の学習支援機能とか、そういったことを整備するというのはまだ決まっていないので、裏の図面はとりあえず全体を使いますよという、そういう話ですか。

○図書・文化財課長 委員ご指摘のとおり、おっしゃるとおりでございます。まだどこでどのようにサービスを展開するかまで決まっておりません。我々は一応、今の図書館としては表面のようなサービスを展開したいと考えております。

○小島委員長 現在、区立図書館でこれと同じように中高生プラザなりほかのところで、こういう形の分室というものはあるのですか。これが初めてですか。

○図書・文化財課長 今回が初めてです。

○小島委員長 なかなかいい制度で、子どもたちにとっても非常に勉強しやすい環境がこれのできるわけですから、大いに期待したいです。

6万冊というのは相当多いですね。

○図書・文化財課長 旧の麻布図書館と同じぐらい。

○小島委員長 そんなにあるのですか。

○図書・文化財課長 ただ、こちら裏面のところで「閉架書庫」と書いてありますけれども、資料的に保存しておくといえますか、いつでも出せるようにしておくということで、開架は残りできませんけれども、そういうところも利用しての書庫ということになります。

○小島委員長 なかなかいい。大いに期待して、子どもたちの学力アップに通じていただければなと思います。

○半田委員 これは平成二十何年からですか。

○図書・文化財課長 まだ予定はかなり動いていますけれども、平成23年の秋以降のオープンになるかと。

○小島委員長 ほかに何か質問ございますか。

「閉 会」

○小島委員長 それでは、今日予定した案件は全て終了しましたけれども、ほかに何かございますか。

なければ、これをもって本日の委員会を閉会といたします。

次回は12月8日（火曜日）午前10時から予定しております。少々時間がオーバーして誠に申しわけございません。

(午後0時02分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教育委員会委員 南條 弘至